

# 特定家畜伝染病防疫指針の作成について

## 1 目的

平成13年の牛海綿状脳症（BSE）の発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが指摘されている。

このため、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む家畜伝染病の発生予防及びまん延の防止等の措置を講ずるための指針（特定家畜伝染病防疫指針。以下「指針」という。）を、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて作成し公表することとされた（家畜伝染病予防法（以下「法」という）第3条の2）。

## 2 作成作業の進め方

指針を作成すべき疾病については、行政がその裁量で省令（家畜伝染病予防法施行規則）に定めることとされたことから、以下の状況にかんがみ、当面、口蹄疫、牛海綿状脳症（BSE）及び高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の3疾病とすることとして検討を進める。その他の疾病については、これらの3疾病についての指針を作成した後、順次検討する。

### （1）口蹄疫

空気伝播が認められるなど伝播力が極めて強く、まん延防止措置の成否いかんが家畜生産に甚大な影響を及ぼす疾病であること。特に、平成12年に92年ぶりに我が国で発生が認められ、今後も万一の発生に備えた万全の対策を整える必要があること。

### （2）牛海綿状脳症

我が国における発生が今般の法改正の契機ともなった疾病であり、今後とも、発生時の適切な対応が我が国の家畜生産はもとより国民生活の混乱を防ぐ上で極めて重要であること。

### （3）高病原性鳥インフルエンザ

伝播力及び病性が強いことから万一の発生時に養鶏経営に与える影響が極めて大きい上に、海外において人畜共通感染症として注目されつつあること。